

特定非営利活動法人 JYMA 日本青年遺骨収集団
会費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人JYMA日本青年遺骨収集団定款第8条の規定に基づき、入会費、及び会費に関し必要な事項を定める。

第2章 入会費・会費

(金額)

第2条 正会員の入会費、及び会費の金額は年3,000円とする。

(納入時期)

第3条 正会員としての入会を希望する者は、入会届の提出後、速やかに入会費を納入しなければならない。

2 入会の翌年度から毎年度、正会員はその事業年度内に会費を納入しなければならない。

(会費納入の通知)

第4条 事務局は、会費納入に漏れがないよう、適切な時期に正会員に対し、会費納入の通知を行うものとする。

(減額)

第5条 第2条の規定に関わらず、社会人学生を除く、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等に在学中の25歳以下の者、および理事会が減額すべき相当の事由があると認められた者については、入会費、または会費、あるいはその両方の納入を第2条の3分の1へと減額する。

(納入方法)

第6条 会費の納入方法は、事務局が別に指定する。

附則

1. この規程は、令和3年6月1日より実施する。
2. 令和6年6月2日 改正(第5条 年齢の変更)
3. 令和7年5月31日 改正(第2条 金額の変更、第5条 免除を減額へと変更、第6条 納入方法の追加)